

第3回長生郡市合併協議準備会会議録

平成19年1月22日 午前10時30分
長生郡市広域市町村圏組合管理棟
ふれあいホール

出席者 7市町村長・議会議長、県市町村課板倉合併担当課長、
合併支援室添谷主査、合併担当幹事
(新聞記者6名傍聴、一般傍聴者30名)

司会進行：庶務（一宮町）

定刻でございますので、ただいまから第3回長生郡市合併協議準備会を開催いたします。会議に入る前にご紹介を申し上げます。先般睦沢町議会におきまして、前、市原議長さんから岡澤議長さんに交代されましたので、ここにご紹介申し上げたいと思います。

岡澤睦沢町議会議長

おはようございます。岡澤でございます。前任者市原以上のご指導宜しくお願い致します。今日は始めてでございます宜しくお願い致します。

司会進行：庶務（一宮町）

ありがとうございました。
それでは、お手元の会議次第に沿って進行して参りたいと思います。
はじめに、当準備会会長でございます近藤一宮町長からごあいさつ申し上げます。

近藤一宮町長

皆さんおはようございます。
合併協議準備会も3回目の開会にこぎつけることが出来ましたが、これもひとえに皆さま方のご理解と、合併に対する熱意の表れによるものと深く感謝申し上げます。
さて、合併協議準備会の主たる目的であります、合併の骨格を構成する事項の素案をまとめあげるという作業も、今回が山場と申しましょうか、最も大切な通過点に差し掛かったところであろうと思われれます。
今回の協議事項でございますが、新しく誕生する市の名称をはじめ、合併の期日の設定、議員や農業委員の特例や、新市における議員定数の問題など、

どれをとりにしても多種多様な意見がありますし、見解の統一が大変むずかしい事項が並んでおります。

しかも、こうした協議事項は、前回の合併協議会に於いて、結論が出るまでに何度も継続協議を重ねた事項や、棚上げされたままで一度も審議されなかった事項であり、破綻のもとになった事項でもございます。また「破綻の原因の総括がなされないまま協議を再開した」などの準備会に対するご批判の声もございましたが、そうしたご批判も踏まえ、解散に追い込まれた前回の苦い失敗を二度と繰り返してはならないとの総括の中から、今回上程する提案内容がまとめ上げられたという事情を是非ともご理解たまわりますようお願い申し上げます。

また、合併の期日や議員の在任特例など、本日の提案は各市町村の議員の皆様にとって大変厳しい内容になっております。それだけに今日の会議の内容を各市町村に持ち帰って報告する仕事もまた、大変荷の重い仕事でございます。そういった心配から、特に本日の議題の中に議会に対する説明の仕方に付いて相談したいとの一項を付け加えさせていただいております。

いずれにいたしましても、前回越えられなかったハードルを本日のご審議で是非とも乗り越えていただき、次のステップへ歩を進められますよう衷心よりお願い申し上げます、会長からの挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

司会進行：庶務（一宮町）

続きまして議題に入りたいと思います。

当準備会会則第9条第2項、会長が会議の議長を務める旨の規定によりまして、この会議の議長を会長にお願いいたします。

近藤議長

それでは暫時議長を務めさせていただきます。

早速ですが、会議次第にのっとり、1.基本構想素案についての内(1)新市名について、を議題と致します。事務局の説明をお願いします。

石井長生村長

すいません、議事進行について。

近藤議長

それは何ですか。質疑ですか。

石井長生村長

要望なんですけども。今まで議題の中の際にその他という項目がございました。今回その他の項目がありませんので、前回までの話の中で条件だとか、何点か含みをもった形での答弁をもらっていますので、その他という項目を、今日追加していただきたい。そういう要望であります。

近藤議長

要望の取り扱いについて、如何いたしましょうか。

相長南町議会議長

その他は、いろんな問題が出てきた場合、治まりがつくのかどうか。

そのへんが私は、それを許す、許さないは別として、その他は何でもいい話になってきてしまいます。今日に限られたものでなくて、その後、また問題が出てきた場合にいろんな問題が、返り出てきた時にどうするのか。

近藤議長

はい、長南町長。

藤見長南町長

本日の第3回の会議については、事前にもう会議事項について、報告がされているところでございます。今長生さんからその他ということでしたが、休憩をはさむ中で、大変僭越でございますけれども、首長でそのへん話し合いをさせていただくということで、如何なものでしょうか。

異議なしとの声あり

近藤議長

それでは、一応議題が終わり次第、休憩を取らせていただき、ただ今の提案について、取り扱い方法を協議したいと思しますので、宜しくご協力のほどお願い致します。それでは、元に戻ります。

(1) 新市の名称について、お願い致します。

添谷主査

お手元に配布の資料の1ページの上段をご覧ください。

本日提案してございます議題の1 - (1)でございます。新市の名称についてでございます。

この議題につきましては、本準備会の会則におきまして、前回の合意事項は基本的に生かすということになっているところでございますけれども、新市の名称が長く市民住民の方がお使いになると非常に重要な事項であること、それと住民の参加のもとに新市の名称を決めていたということが、住民の合併への関心熱意を高める効果もあると。そのような観点から本日の提案内容を出させていただいております。提案内容といたしまして、法定協議会において区域内住民による公募等を実施し、その多数意見をもって新市の名称を決定する。という内容を本日ご提案申し上げたいと思っております。

宜しくご審議お願い致します。

近藤議長

ただ今事務局のほうで非常に短い文面ではございますけれども、その趣旨と共に案件の説明がありましたので、ご質問等ございましたら受け承ります。

林白子町長

これは、大変シビアな問題でありまして、前に各地域で合併協議会が名前で壊れたというのが、結構多くありますし、私は、添谷さんのいう趣旨も理解はしているんですけども、やはり基本的には、前回の法定協議会の決定事項を遵守するということがありますので、これだけを別枠ということはいかなものかなと。やはり協議会に出すという部分では他と一緒にですね、これも法定協議会で議論するほうが筋ではないかなと思いますし、実は私のほう議会でも出たと聞いておりますのであえて発言させていただきたいと思えます。

近藤議長

はい白子の議長さん。

河野白子町議会議員

区域内住民による公募等を実施し、となっておりますけれども、それをやった場合は火を見るよりあきらかですから、長生市が消え行くと思います。やはりこういうことであれば、今町長が言ったように遵守するという項目はどこに消えてしまうのか。ここをまず考えて欲しいと思います。もしですよ、新市名について長生市という議会もありますし、名前はどうでもいいよという議会もあるし、そういうことであれば、長生市も茂原市も頭から消してしまい、新たな名前を公募するという、そういう方向がいいんでないか。これにこだわっていたら合併にこぎつけられるのか、私の心配です。以上です。

近藤議長

はい、茂原の議長さん。

金澤茂原市議会議長

茂原市としては、特別委員会を12月全員で作りまして、その事務に備え2回程協議会をやりました。その中で名称ということについては、公募にして欲しいという意見が大半でございましたので、意見としてお伝えさせていただきます。

近藤議長

はい。

石井茂原市長

確かに第1ステージの法定協議会では、長生市ということでの決定でありましたけども、その決定をした直後以降から、私共になぜだという住民の声の不信任、こういう厳しい批判が私のところに多く寄せられた。従いまして、今回提案されております公募による市名決定は、大変いいことではないかなと思っていて、私はこの提案に全面的に賛成していきたいと思えます。

近藤議長

はい。

中村長生村議会議長

長生村でも合併問題調査特別委員会を開催いたしまして、この件につきまして、原理原則に基づいて、前回に合意された事項は、遵守するという流れで進めていただきたいというような要望がございました。

仮に名称にこだわる訳ではありませんけれど、合併市の中身が問題であって、これにこだわる訳ではありませんけれど、仮にこれを認めてしまうと、すべてのものを渦中に戻して左右を協議するという理論を鵜呑みにすることになるかとも思うんですが、そのへんは名称だけ別枠にするということですか。先ほどの林町長さんと同じようなことになってしまいますけれど。

藤見長南町長

1回目の会則を審議した際に、前回合併協議会で合意されておることは、基本的に生かすと確か会則にうたってあった。これを審議する際に、私とし

ては、これはおかしいと。その時、例にとったのが市名でございます。決まったものを遵守すると、基本的にこんなのにするんだという、会則になってたわけですがそのへんを私は正しています。

この際、私は皆さんは、ものによっては話し合っていくんだということで理解していると思う。ですから、今長生さんがおっしゃるようにすべて協議するか、あるいは遵守するか、このへんは、ここで決めて下さい。

法定協議会できめたことを新たに決めなおした方が、いいよということであれば決める。そういう会則であると理解していますので、ここで合意事項は基本的に生かすということですがけれども、今、こうして長生市と茂原市で2つの意見が出ているんです。

そういったことで、先程、白子の議長さんは、長生あるいは茂原どちらでもいい。ただ、この2つを決した中で住民投票したらというようなご発言がございました。又、長生さんは、こだわらないよということでございますから、私は、提案されている住民に問うということは、素晴らしいことだとも思いますので、ひとつ原案を私としてはお願いしたらどうかと思います。以上です。

中村長生村議会議長

私がお伺いしたかったことは、前回の合意事項を遵守するということ、これによって一部、いま藤見町長さんのことの中で、他の件についても議論の余地がありますよ、ということでもありますから、正式には法定協議会で議論することになると思いますけれど、そうした準備があるということで解釈してよろしい訳ですね。

藤見長南町長

思います。

中村長生村議会議長

解かりました。結構です。

御園生睦沢町長

うちの方も18日にこのことについて説明致しました。全員協議会で。いろんな話題が出ましたが、特にこの市名の問題については、今、長生村の議長さんのおっしゃったように、私はこれは大きなポイントになるだろうと思います。

前回、合意事項を遵守ということはどうなのか、そのへんがあるなら、そ

れに基づいた判断が出るだろう。と私どもはそう考えています。

成嶋長柄町長

私の方は、これについては協議はしていないんですが、たしかに前回を生かすということであれば長生市ですが、しかし、後にもいろいろ見直さなければならぬ問題もでてくると思います。私個人としては、別に長生市・茂原市に拘ったものではないんですが、これからまた色々と法定協議会に向けてあるでしょうし、議会も善処するといってもこのままいかない問題も多々出てきますからそういうふうに私は思います。

石井長生村長

この間の議論の中で、前回の協議会の基本的事項を生かすということで、私としては、長生市でいいのではないかとということで、この原案に対しては反対の意見を持っております。

神崎長柄町議会議長

茂原市さんが公募というお話がありましたが、16年当時、長生市と新市の名前を決める際、採決して長生市と、現実であります。

合併は最大の行革であるという観点からしまして名前を変えることによって5億とかのお金がかかるということであれば、別にこだわる必要もないと思います。

今、遵守ということが出ましたが、事情が変わっている中で、考えなければならないこともあるし、16年当時のおさらいをしていくことも大事ですので、ですから公募っていう話ですが、ここに提案することも大事ですけども、名前だけではどうかなとおもいますけど、例えば茂原市になれば吸収合併じゃないかという話にもなりかねない。その中で一緒に考えていかなければならない問題と思います。

近藤議長

ただ今、いろんなご意見がでておりますけれど、基本的には、やはり基本原則の中にある前回の協議会決定事項は、基本的に踏襲するという事項に対するこれは変節でございますから、そのへんの問題についてどうなのか。というところに意見は集約されると思うんで。提案した我々側からの考え方を若干触れさせていただいてよろしゅうございますか。

異議なしとの声あり

近藤議長

これは本来皆さんに意見を伺うのですけれど、そういうことも私共一応考えない訳でなくて、やはり最初はこの提案に長生市とするという文面を作っていました。また非常に不遜ではございますけれど、もし長生村が離脱した場合に長生村と長生市が2つ出来てもいかがかなという議論も出まして、その時はもう一度再協議しようかという案も出ました。なぜ今回そういういろんな見解等ありながらこの提案になったかということでございますと、やはり私共は、この新市の名前が前回の協議会で多数決で最終的に決着がついておるといふプロセスに着目した訳でございます。

それぞれ長生市の名前のすばらしさについてとうとうと述べる方もいらっしゃいますし、茂原市がいいんだという方もいます。名前とはいってみれば、存在を賭けたほれ込みというものがあるわけでございますから、足して2で割るといふ訳にはいかない。そうすると、この提案次第によって、また合併が破綻に向かって行くという非常に危険をはらんだ、足して2で割れないだけに問題である。というのが私どもの考え方である。

それで、いづれにしても長生市にしても茂原市にしても、これは前回もそうですけども、出てきた名前、住民から自然に出てきてアンケートの中で長生市、茂原市が多かったから、さあどっちにしましょうでなくて、代表者である首長さん、郡部の首長さんと茂原市の首長さん、議会の議長さんが、どっちも譲れない中で、多数決で決めたというのが、前回の長生市というプロセスだったと思うんですね。そういう中で、これを代表同士で決めるということは如何なものかと。いう考え方で、いづれにしても代表の皆様は、郡部は郡部、市は市のプライドやメンツとか、そういういろいろなものを背負っている訳です。そういう人達が、やっぱり後ろにいる人達の日や期待を背負いながら議論して、そしてどうしても譲れない。それならば壊すしかないじゃないか、ということでしたらどうにもならないので、あえて今回双方のこだわりを一度捨てて、それを使うなというのは非常に良くない話ですから、何でもいいですから住民の皆さんの熱意の総和が市名の票にあらわれるのを考えた中で、茂原市が多ければ茂原市、長生市が多ければ長生市、ながいき市が多ければながいき市にしようじゃないか。そのようなまるっきり我々が代表選での決着の仕方をさせて、これを住民の皆さんに丸投げして、ただ、決め方だけは我々が決めよう。決めるルールですね、ですから方法とはいろいろ考えられます。全国に公募の輪を広げた例もございますけれど、これはあくまでも住民の皆さんの思い入れのエネルギーの勝負にもって行った方が我々がここで、こっちがいいんだ、悪いんだとか議論していると、も

め事の前ですから、できれば、今回私は合併協議会を二度と、先程挨拶で申し上げたとおり、二度と壊してはならないという総括の中から、この提案をまとめ上げたというふうにご理解いただけないかなというのが、提案者からの押し付けではございませんけれども提案した理由でございます。ですから、今日この問題をまた持ち帰っても絶対に尾を引いてしまって問題が拡散しますので、今日はこれで、いづれにしましても、この提案自体を辞めて、それならば長生市という提案にして、法定協議会などの提案の素案にするか、そのへんをどうかもう一度皆さんでご意見を戦わせていただけたら有難いなと思っております。その上で決定させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

相長南町議会議長

今の言う事はよく解かる。そのあたり公募の仕方ですね。
白子さんもさっき言いましたけど公募したら長生市が消えてしまうというようなことがありましたけど、ただ公募の仕方は、どういったようにするのか。郡部と茂原市の人口が違うという判断の中で、たとえば人口割でやるのか、そういうことでやると、結局、何人抽出でやるのかということだけでも、そういった中でやった場合、茂原が多くなちゃえば茂原って言うのが茂原住民にとっては残したいという気持ちがあると思う。そういった中でやると、そうなるんでないかという懸念を持ってるので、公募の仕方をどういうふうにするかというような考え方はあるんでしょうか。

近藤議長

それはまだ今日の時点では考えていないし、また、これが通ったらば、そういう意見をいろいろと考えて、どういうふうが一番公平なのかというのは、また皆さんで考えていただきたいという気持ちでございます。

河野白子町議会議長

長生市にする茂原市にする、この議論をやっていたらまとまらない。
ですから、先程、私が提案させていただきましたが、それを含めて、長生市、茂原市として今後含めた中で、もう一度考えてもらいたい。
今日のこの会議で結論を出さないで、次の会議という考え方も一つあるんじゃないかなと。

近藤議長

この問題ですね、一旦休憩させていただいて、皆さんの中で整理して、再

開後、この問題をどうするかを皆さんで議論していくという形にしたいと思います。暫時休憩させていただきます。

午前 11 時 00 分休憩

午前 11 時 40 分再開

近藤議長

会議を再開いたします。

それでは、さきほど新市名について協議会の提案原案が修正されましたのでそれを皆さんにもう一度披露して、それをもって採決させていただきたいと思います。

新市名について法定協議会において区域内住民による公平なる公募などを実施し、その多数意見をもって決定するという提案に改めさせていただきます。それでは採決させていただきます。

石井長生村長

ただ今の議長さんのご意見・提案に対して、先程も申し上げましたけど前回の協議事項を生かすということで長生市でいいじゃないかということで意見をのべておきます。

近藤議長

採決いたします。

原案の提案について賛成してくださる方挙手をお願いします。

12対1ですね。修正原案が決定いたしました。

それでは次に入ります。合併期日についてを議題といたします。

添谷主査

それではご説明申し上げます。資料の1ページの下段に議題1-(2)合併期日について記載させていただいております。本日もご提案申し上げます内容は、合併の期日は平成20年4月1日とする。でございます。

この提案理由について若干ご説明申し上げます。まず合併の年度でございますが、何故20年度にしたかでございますけれども、現行の合併特例法に交付税の算定の特例がございます。いわゆる合併算定替えといわれております優遇制度がございます。これは合併前の旧市町村毎の、旧市町村が存在するものとして計算をした交付税の額を一定期間保障するという算定上の特例でございますけれども、これが法律に定められている期限に差がございまして、

平成20年度までですと7年間。21年度ですと現合併特例法の最終年度でございますが、この年度になると5年間というふうに2ヶ年度間の差があるということから、20年度中の合併が交付税上有利になるという点から、まず20年度を前提とさせていただいております。

続きまして、その20年度のうち、いつの日がいいかということになるわけでございますが、本提案でございます4月1日の理由についてご説明申し上げます。まず4月1日という日にちが、学校を始めといたします、住民生活の基準となる日にちであるということ。これは住民のためであるという合併の本来の趣旨に鑑みまして、この日がいいだろうというご提案であります。それと、合併の効果というものを出来るだけ早い時期に成就し、そのメリットを生かしていくという観点から申し上げます、可能な限り早い時期の合併がよろしいということが言えると存じます。その点からしまして年度の早い時期である4月1日という日が出されております。また、この4月1日という日にちは、役所その他の諸団体含めて会計年度の区切りの日であるということでございます。この会計年度の整合というものは事務効率、その他を考えましても非常によろしい日であると。

以上の理由からですね、20年4月1日という日にちを本日ご提案するところでございます。よろしくご審議お願い致します。

近藤議長

説明が終わりました。ただ今の説明に質疑等がありましたらお願いします。

御園生睦沢町長

事務レベルではこれが一番いいという考え方でしょうが、しかしこの方針でイエスかノーか、例えば、この期日一点でイエスかノーか2つに1つではなくて、私どもすでに住民から言われて住民がどう考えているか、今回の場合は県の考え方、そう言ってもいいと思いますが、これだけの案を出すなら仮に他にあってよいのではないか、住民の立場にたった考え方ならば1案、2案位を出して、決めるのは住民という発想にたつて私ども小さい自治体といえどもそれに納得していただく説明が必要と自信をもって説明をしたい。もうちょっと他の案があるじゃないかと思えます。

河野白子町議会議長

睦沢町長の言った事におおかた賛成なんですけれど、今、事務局サイドが非常に玉虫色の合併期日を説明をされました。現実に業務を見ると地方交付税もそんなに減らされてるわけでもないしそんなに急ぐ必要がないのではな

いか、もう少しよく議論をしてやった方がいいんじゃないですか。そのような感じがします。地方交付税の得になるんだ、損になるんだという議論で合併に向かっていいのかなとそんな感じがします。

中村長生村議会議長

私も同意見になりますけれども、やはりこれは十分な議論が必要だとつねづね考えて、少なくとも私どもが法定協議会で議論をつくして、住民に説明責任を果たせるような時間はとっていただきたい。このように考えていますので申し上げておきたいと思います。

岡澤睦沢町議会議長

私も今うちの方の町長が話したようにここだけの論議、また事務局サイドだけの資料提供だけで安心して説明出来るかというところちょっと疑問があります。ですのでもう少し時間が欲しいなという考えです。

島崎一宮町議会議長

合併という問題は各首長さんが強いリーダーシップを持って臨まなければ、とうていその域に行かないと考えておりますので、今睦沢の町長さんは申されましたけども、他の首長さん方の考えがあれば伺いたいと思いますが。

金澤茂原市議会議長

茂原の意見としては、期限の日にちは決めておいたほうがいだろうという事で平成20年4月1日が望ましいという意見が多数でございました。

石井茂原市長

合併協議につきましては、ご案内のように第1ステージで合併協議会で合併の必要性等については住民説明をそれぞれ市町村が行った経緯がありますが、今回は第2ステージということで前回は反省して、合併をしようというものであります。

住民説明はもちろんこれから行うわけでございますが、前段の経緯がございますので1年間準備が私はこの1年間で充分期間は間に合う、合併の期日は4月1日、このように私は考えます。

林白子町長

これは、さっき島崎議長が首長のリーダーシップという事を言ったんですが、たしかにそれは必要だと思います。しかし住民の意見、議会の意見とい

うのも重要だなという気持ちを持っています。

私は本来17年4月に合併ということで、前回進んでいたわけですから可能であれば20年4月でいいんじゃないかなと考えています。ただ付け加えさせていただくと、いろんな議論がですね、交付税の損得だけで進めているのはいかがなものかと。やはりこれからの行政はそういうことではなくて住民と合意なくてはならないわけですから、金の問題を先に出すという事は、ちょっとこれから論議してもらいたくない気がします。

成嶋長柄町長

私はですね、合併の期日というのはまず出来なければ進まないわけですし、可能な限り20年4月1日がいいと思います。

藤見長南町長

一宮の島崎議長さんが素晴らしい事を言ってくれました。首長の問題、私は常に私の考えを議長にお願いして議会を私と同じようなかたちに作っていただくのが私の商売であると。これで私と議会で住民の理解を得るんだなど。これが基本姿勢です。

それで今まで時間もかけてますし、私は個人的には、あるいは議会に対しましても議長さんにお願いしてございますけれど20年の4月だと、これで行きたいというふうにきっぱりとっております。そういったことで20年4月に賛成いたします。以上です。

神崎長柄町議会議長

17年の当時の考え方、3月末とございましたけども、まず日にちを決めないとはですね進まないということで、議会も20年の4月1日というのは理解しています。

石井長生村長

今、ずっと議論してきましたけれど、全体で合併は住民のためにするものだという一番大事な言葉があります。そういう意味で、今回の合併が本当に住民のためになるのか、ならないのか。そういう議論を今この準備会の中でももっと議論を深めることが必要だと私は思っている。それでスケジュールをみますと、2月にもう1回の準備会が終わった段階で、住民説明をして合併の可否を問う、そういうふうになっている。でも実際にはほとんど住民サービスの水準の問題なり、合併のデメリットの問題なり議論をしないということでこの間きたわけでございますから、そのことが私は非常に不十分

であるとそういうふうに思っています。したがって合併のスケジュールをみますと、4月から法定協議会を設置することになっているんですけど、私はかなり無理がある。そういった意味でこの準備会の議論、あるいは任意協議会の入る条件を合併の可否で、可としたものだけが入るという事になってますけど、私は可否に問わず任意会に出来れば入れてもらって、住民にきちっと説明が出来るような議論をもっと作る。そういうことで法定協議会に入っているかどうか判断していきたいなと思っています。私はいまのところ合併を推進しているわけではございませんから、今日の中では合併の期日がいつがいいのかというのは、差し控えさせていただきます。以上です。

板倉課長

今回の提案につきまして、県の提案とご発言されている方もいらっしゃるんですが、これはあくまで県の提案ということではございません。私どもは助言者なり事務局の一部に参画させていただいておること、あくまでこれは会長なり準備会としての提案で、こちらにつきましては私ども先程提案の理由を説明が事務局の方からありましたけれど、これはあくまでも幹事会で各市町村の担当課長さんの意見を集約したもので説明させていただいてるので、県が合併させたがってる、県が指導しているということではなくて、私どもお手伝いをさせていただいているということ、理由につきましても県の考え方というのではなくて、準備会の事務局としての考えということで、7市町村の担当課長さんのご意見をまとめた提案になっている。

御園生睦沢町長

それにつきましては、私の言い方が悪かったと。私が言いたいのは1案、例えば住民に問う場合には、2つ位の案3つ位の案のこういう方法がありますよという聞き方をしてそれを住民がどれをやるか、どれを選ぶのかなと判断と、これを1つをいいか悪いか、是か否かを問うことでなくて、例えば20年4月1日がいいのか、21年4月1日がいいのか、こういう場合はこうなりますよという説明の中で住民に決めていただくというかたちだと思います。

近藤議長

会長のほうから、提案を20年4月1日とさせていただいた背景に、今の睦沢町長さんのようなご意見が当然あって然るべきではございますけれど、前回、私はこの準備会の方針として提案は両論併記はしないと、そしてまた玉虫色の表現も極力避けると、そうした中で皆さんに素案を決めていただき、

その素案をもって議会に、また住民の皆さんに理解していただく。という方針をとりたいということをお願いしたつもりでございまして私どもは、そういう方針から本来、町長さんがおっしゃるように20年4月1日か、21年4月1日か、2つ3つ並べてということは今回遠慮させていただきたいと思えます。

御園生睦沢町長

ということは私どもは、20年4月1日をこれで説明責任をもってやるのか。

相長南町議会議長

中身はだいたい解かりましたけれど、合併は避けて通れないという中で進んでいるわけですよ。それは最終的には議会の決議があるわけですよ、ですからそのへんもあるわけですがやはり合併をするということは早ければ早い方がいいというそれは今言われた交付税とか絡んでくるかもしれませんが、やはり財政が厳しいことは言いたくないとわかるわけですが、財政が苦しいからやるという話もでてはいるんですけど、財政が苦しいというのも一つの原因ですから、その中で議会の選挙が軒並みあるわけですが、そういう中でどこで落とすかということも難しいことはありますけれど、どこかで落とさなければいけないという中で10年、20年でいつまでいられるのかと定かではない中で、議長さんたちいらっしゃいますけれど、このへんも住民に理解をしていただくような形の中で、出来れば早い方がいいのかなと私は思うわけです。ですから、我々の任期がどうだああだということはみんな腹にはあると思うんですけども、皆さんよく住民の立場で、住民の立場でとよく言ってますんで、はたしてそれが住民の立場で言ってる言葉かな、という全員がそうではないと。住民からは私たちも色々と言われてますけども。

やはり首長さんたちがきちっとした中で、こういうことだから合併はしなくてはいけないんだよと、避けて通れないというのは何かあるから避けて通れないということだと思っただけです。

何も無ければ避けて通ってもいいはずなのが、合併は避けて通れないという先に、何かあるから合併をしなくちゃならない。それならばどういうわけで合併をしなくちゃいけないんだという事を町民にできるだけ早く知らせるということは、出来るだけ早く法定協議会を作ってこの準備会では法的なものはないということなので、法定協議会の中できちんとみなさんで話し合いをして新しい市ではこうなりますよ。こうだからどうですかというのが私は

根本にあるんじゃないかと思いますがそのへんをよろしくお願い致します。

御園生睦沢町長

長南さんは、議会と首長さんの意見が一致ということの中の発言だと思うんですけど。

相長南町議会議長

議会は、うちのほうは合併についてですね、この席に来るための協議会はやっていないんですけども、うちのほうでもいろいろと、必ず全員が賛成だとは私は思っていないんですけども。

御園生睦沢町長

私ども、議会が決めてからとこれは最終的なものですが、町民の中には色んな職種、色んな考えを持った方がいらっしゃる。その人達が議員さんをやるわけで、それぞれの立場それぞれの理解度でこれを1案だけを示してこれが一番いいんですよと、それではたしてこの重要問題を決めるのはどうかと。議員さんの任期、首長の任期とありますけども、このへんのところを十分理解した上で始めて決定されるべきことじゃないかと。

16回の協議会が開催され、あれに基づいて私どもは合併の気運は、醸成されたと解釈しており、いつ合併するのがベターなのか、いつ皆さんの意見が集約されるのか、そういう気持ちで私は発言しています。ですから私ども議会に対しての説明責任も果たせませんから。

金澤茂原市議会議長

議長、採決に入る前に一点だけいいですか。

近藤議長

待って下さい。採決には入りません。休憩させていただきます、昼食です、いいですか。その前にどうぞ。

中村長生村議会議長

皆さん、ご承知のように非常に微妙なところでございまして、先日の合併問題調査特別委員会の中で、これから議論がにつまってくる中で村長という立場で為政者の使命として今後法定協議会に自らの主張が通らなくても参加するのか否かということをお伺いしたんですけどもそれについては明確な回答を頂けず、後日回答ということで今日に至ってます。そういった中

で、私ども長生村にとってはむしろ合併の期日というよりも法定協議会の設置がいつになるのかということのほうが非常に難しい問題になってこようかと思っておりますので、非常に微妙な立場であるということを予め申しあげておきたいと思えます。

近藤議長

それでは、この件につきまして質疑を終了して、採決をする前に一旦休憩にします。再開は1時です。

午後0時15分休憩

午後1時00分再開

近藤議長

休憩前に引き続き議事を再開致します。

先ほど議論が出し尽くされたということで合併の期日についてを採決させて頂きたいと思えます。

林白子町長

議長、ちょっとその前に。申し訳ありません。今こういろいろと雑談の中で出た話ですが、前回の茂原市が離脱した理由がこれだと思うんですが、これがですね今日の20年4月1日という、各町村それぞれいろんな理由があったのことだと思えますが。今後あの二の舞にならないような色々な配慮をするということに字句に付け加える事はできませんけど、会長としてその点十分配慮願えればと思えます。

近藤議長

今日の採決の結果がですね、法定協議会が今後設置されるぐらいになりましたらば、おそらくそこで最初の提案になるかと思えます。

そこですね、いろんなそれこそ今度は住民の代表も含めた議論が展開されると思えますのでそのときの議事運営に配慮するというご理解いただきたいと思えます。

それでは採決させていただきます。この件について賛成の皆様の挙手をお願いいたします。確認させていただきます。賛成8人、反対は議員で3人、首長で2人、賛成8人反対5人ということで一応これは決定。準備会の決議としては20年の4月1日ということでさせていただきます。

それでは続きまして、議会の１ - (3) 議会議員、農業委員の特例の有無、定数についてを議題といたします。事務局より説明願います。

添谷主査

それでは、ご説明申し上げます。お手元の資料の２ページの上段をご覧ください。

議題の１ (3) といたしまして、新市の議会の議員、農業委員の特例の有無、及び定数についてをご説明申し上げます。はじめに新市の議会議員についてでございますけれども、合併特例法に基づきます、在任特例これを３ヶ月適用いたしまして、３ヶ月旧７市町村の議員さんが在任するという特例を適用すると、いう提案でございます。

特例が終了した後の、新市の市議会の定数につきましては地方自治法の法定の上限でございます３４人これを新市の議会の定数とするというものでございます、なおこの３ヶ月という期間でございますが、当然この特例については適応しないというご意見もあれば、あるいはもうちょっと長い、法律上限は２年間でございますけれども、１年とか２年とかいろんな様々のご意見があるかと存じます。

この３ヶ月につきましては新市発足後新しい市長さんのもとですね仮に４月に新市発足といたしますれば、６月の定例会を終了し、新市における本予算を審議し決議していただいた後、新市の議会の議員さんを選ぶと。いうことでそこまでは旧市町村の議員さんに見届けていただくと、というような趣旨も含めた期間として３ヶ月というようなことになっております。

次に農業委員でございますけれども、こちらはどういう在任特例という言葉で表記してございますが、今回提案いたします内容は農業委員会法の特例に基づきまして３ヶ月間旧市町村ごとの７つの委員会を設けるという内容でございます。

で、この特例期間が終了した後に、委員会を１つといたしまして公選による委員の定数は３４人というものでございます。なお公選の委員３４人につきましては新市の議会の議員の数を考慮し、それと同数という提案になっております。

なお、農業委員につきましては、この公選運営委員の他、各種団体からの推薦、あるいは議会議員からの委員と、いうものも加わるものとなりますので全体の人数はもう少し多くなるというものでございます。

議題の１ - (3) につきまして以上でございます。よろしくお願い致します。

近藤議長

ただいまご説明が終わりました。特に内容的な質問、イメージが捉えきれないという方がいらっしゃいましたら。

神崎長柄町議会議長

内容についてちょっと。特例後の定数は34人ということですがけれどもこれは長生郡で一本化したなかの選挙区ですか。

添谷主査

当然ですね、合併後新市において選挙区をもうけた選挙を行うのか、あるいは新市を全体を1選挙区とした選挙を行うのかそのあたりの選択をする必要がございます。今回はいずれとも決めておりません。

今後の法定協議会等における議論でですね、この34人をいかなる方法で選んでいくのかそれについてはおってご議論いただくという前提になっております。

近藤議長

よろしゅうございますか。これについては質疑というよりも内容のご理解さえ正しければ後はこの提案でよろしいかどうかの採決に入りたいと思えますけれども、よろしゅうございますか。

異議なしとの声あり

では、採決させていただきます。「議会議員、農業委員の特例の有無、定数について」本原案でよろしいと思われる方は挙手をお願いします。反対1ですね。長生村長さん以外は全員賛成ということで「議会議員、農業委員の特例の有無、定数について」は原案のとおり決定とさせていただきます。それでは続きまして議題1-(4)の特別職、一般職の報酬・給与水準についてをおはかり致します。事務局から説明をお願い致します。

添谷主査

それでは2ページの下段に示してございます、議題1-(4)についてご説明申し上げます。

はじめに新市の特別職についてでございます。こちらは首長さん、はじめとします今の法律でいいますと4役ですとか、議員さん各種委員会の委員さん、そういった一般職以外の特別職を広く指しているわけですが、

こちらの報酬の額につきましては茂原市並の額とする。

ただし、先ほどご議論いただきました議会議員と農業委員につきましては在任をする特例を設けるという前提にたっておりしますので、この特例の間中は旧7つの市町村ごと従来の額をそのまま適用して在任していただくというものでございます、

なお終了後、その額につきましては他の特別職と同様に茂原市並の額とするというものでございます。それと一般職につきましては現在それぞれの市町村の給料表各一般職員の給料の格付けが月額いくらとなされているわけですが、これはこの額をそのまま新市の給料表に格付け当てはめて新市の額とするという内容でございます。

なお、まったく同額がない場合、直近の一番近いところの給料表に位置付けるということで考えております、それと、従来からご議論いただいているところですけども、各市町村ごと職員の給料に格差があるということがご議論になる場合が多いかと存じますけども、この格差につきましてはその分、新市において調査した上で新市において調整を行うということで、新市において決めていただくということでこの準備会においてきめていただければよろしいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

近藤議長

ただいまの説明にご質問等ございましたら手を上げてください

中村長生村議会議長

これは長生村で合併調査特別委員会の中ででてきた意見でございますが、合併効果を高めて公共サービスに活用する財源を確保するためには人件費、特別職、一般職の給与を可能な限り下げっていくということが必要だと。

現在茂原市に合わせるということでラスパイレス指数はおそらく10ぐらい違うんでしょうか。一番低い一宮町さんと茂原市さんを比べると等級号表の取り方も違いますけれどもおそらくラスパイレス指数ですと10ぐらい違うかなという認識をしているんですがこれを高い方に合わせるのか低い方に合わせるのかということで、新市の人件費の相対的な負担が大幅に変わってきてしまうということでこの辺も中である程度方向付けをしていただきたいと思いますという意見がございましたので申し添えたいと思います。

添谷主査

今、ご意見をいただきましたので若干補足をさせていただきます。

茂原市並にするという部分は特別職の額についてそのように書かせていただいております。ラスパイレス指数について議論になりますのは、これは一般職の給与の額を示すものなんですけども、こちらにつきましては茂原市並に合わせるということではなくて現在のままだと、格差がある場合に上をさげるのか下をあげるのかいろんな修正の仕方があるかと思っておりますけども、そのような修正は新市において適切に行うべきという趣旨でございますので。

中村長生村議会議長

事前に聞いておりました話ですと概ね5年以内に調整すると聞いておるんですけど、新市の一般職の職員の給与表を作るということで伺っておりますけど、現実的に考えて低い方に合わせるのが茂原市さんのほうで相当、職員組合なり何なり説得を要する話になってこようかと思っておりますので高い方に合ってしまうのではないかとこれでは合併の効果が出てこないんじゃないかというのが長生村の中での議論でありましたので、その辺をある程度明確に方向付けしておいておく必要があるんじゃないかということでございます。

板倉課長

合併効果ということで、内部管理経費を削るとするのは県のほうの合併構想でも大きくだしてるんですけども、それはですねむしろ職員の数の問題が非常に大きいと私は思っています。一人一人の職員の給与をですね、水準を下げてたとえば千葉県で一番給与水準が低い市にしますよという方向はですね、私は目指すべきじゃないんじゃないかと。

これは16万人の都市としてやっぱり職員が他の地方公共団体の同じ水準で働きがいのある意欲をもって働くという給料水準が適切な水準で、安ければ安いほどよいという発想でやるべきではないんじゃないかなと。これはむしろですね、たとえばいま、7市町村と広域がありますので総務課長さんがこの郡内でですね、郡市内で8人いるとかですねそういうところを1人にするということが非常にですね大きな人件費の削減の効果になるわけございまして、一人一人の給与水準を安ければ安いほどいいというような発想で職員の士気の問題をですね、あと、優秀な人材が集まる、市役所は安いから行きたくないということではなくてですね、やはり優秀な人材を揃えるということも住民のために非常になることだと思いますので、それは適正な水準というものがあると思いますので、それは新市において16万都市としての、あまり高すぎるのももちろん問題あると思いますけれど適切な水準に設定すればいいんじゃないかと私たちは思います。

中村長生村議会議長

一般論として合併の効果というのは管理部門の人件費コストの削減というのはわかるんですけども当面、人を減らすには自然減なわけですよ。勧奨退職制度っていうのがこの中にはないわけですから自然に人が減っていったらなおかつ採用の抑制で段階的に人が減っていくというのがスタイルだと思うんですけど、当面は新給与表が適用されるまでの間は各町村の給与に基づいてって訳ですよ。単純に私の同級生でも茂原市にお勤めの人もいれば一宮町さんにお勤めの人もある。同じ年齢でおそらく月額でいうと3万から5万くらい違っちゃうわけですよ。

同じ年度で入庁してそれが新市で一緒に働くわけですから出来る限り早い期間に新しい給与表適用していくのがいいんだろうと思うんですよ。このあいだの話ですと概ね5年以内の間に新給与表を策定して調整をはかるといようなことだったんですけども、高い所にあわせるのがいいとか低い所に合わせるのがいいとかという議論じゃいけないということだったけどもこの辺はある程度方向性は出しておく必要があるんじゃないか、というのがうちの村での意見でありました。

藤見長南町長

基本的には提案されてるとおりでそんなに問題はかかえておりませんが、長生さんがおっしゃるような人件費の総額を言った場合はたくさん払ってあって小人数でやってくれて目的が達成されればね、それで安くすむような人が一番いい。ですからうちの例で郡部と茂原をとると、うちと比べたら茂原はね職員が一人、人口にして職員が町村の一人の住民をかかえるのは倍ですよ。ですから大きくなれば職員はおのずと減らなくてはならない。そうしたら辞めていく者、採用する者、調整するなかでこれは5～6年かけてやらなければいけない、ですから、その辺は十分見極めて法定協議会のほうで議論してもらいたいけれども、一番は今茂原さんが給料相当カットしてますね。市長以下が。その結果ラスパイレスが確か94ぐらいだと思う。90は超えますと。

一宮、長南だとか悪いのは90割ってるところが郡部にあります。そういったことでね、茂原をもとに、今の給与カットしているのを元に返したら茂原市市役所と広域でね10億円、年間違いますよ。

それを茂原さんが合併と同時に返えされたらそれを標準にして5年なら5年のうちに一緒になるということはねこれは目に見えてね財政負担になります。と思うんです。ですからそういったものは合併協議会でね十分協議してもらって方向はそれで結構です。以上です。

中村長生村議会議長

すいません、何度も。ちょっといってることが、よくご理解いただけなかったようですけれども。これに基づいて法定協議会にいて提案をするわけですよね。ですから提案する時にね、合併の効果ができるようにその辺の調整方法まで含めて提案していただければということで考え方そのものに反対というわけではないんです。

高いほうに合わせるのか低いほうに合わせるのかという議論の余地がこの段階で残っちゃうわけですからその辺をもう少し方向性をだしたほうがいいんじゃないかということでございます。

添谷主査

ちょっと制度的な説明の補足をさせていただきます。先ほど新市の給料表を早く適用するよというお話ございましたけども、制度的にはですね新市発足の日に新市の給料表が適用になります。

それはどういうことかというたとえばある町で30万の給料を貰っている職員と茂原市で35万の給料を貰っている職員がいたとします。そしたらその職員は両方とも30万の人は30万の新市の給料表に当てはまる。35万の人は35万の新市の給料表に当てはまる。

これは新市の発足の日にいずれかに格付けがされるわけで新市の給料表っていうのはその時点でできるわけです。で、その調整というのは例えば35万と30万の人が同じ10年の経験年数の人だったと同じ条件の人だったとするとそこに5万の差があるということになるわけです。これをいかに調整するかの議論になるわけですよね。

例えば今、議長さんがおっしゃっているのはこの30万の人を35万に上げちゃうんじゃ無駄と言うか効果が出ないだろうという議論、あるいは35万の人を30万に下げるんじやなかなか組合が納得しないだろうというような議論。

いろいろあるわけはその手法としてはこっちを進むのをゆっくりにしてこちらを早めに上げていくとかいろんな調整方法があるわけですけども現在のこの提案内容はその今言った35万と30万と差があったときにはそれを新市においていろんな合併効果を生かすという議論もありましよういろいろな要素を考慮しながら適切な調整をしていくべきだろうというような内容の提案になってます。一応制度の補足です。

中村長生村議会議長

具体的に言いますとね、この一番最後の末尾のところに市町村間の格差に

付いては合併の効果を得るように新市において調整をするとかそういった提案の仕方はどうですか、という話なんですけども。

数字自体は今日この場で高い所に合わせるとか低い所に合わせるとか議論ではなくて。

近藤議長

おっしゃってる意味はよくわかりました。今回、そこまで踏み込まなかったのは、例えば前は一生懸命法定協議会で議論してましたけども、実は、こういう調整方針そのものも新しい資料等の例えば市長選挙の争点になるとか、いろんな考え方があると思うんですよね。

ですからこれは準備会では法定協議会でも議論をそこまで詰めるかどうか今後の課題なんですけども、準備会では敢えてそこまで踏み込まずに新しい市が調整するんだというところで留めてご理解願いたいというのが今回の提案の趣旨なんですけども、よろしゅうございますか。

中村長生村議会議長

私の方では、法定協議会で揉めそうな案件を準備会である程度、煮つめておく必要があるからということで提案されたから発言したわけですので。

近藤議長

ありがとうございます。法定協議会でもその辺は色々議論があるんだと思います。

河野白子町議会議長

今、中村議長が言った事について私は賛成をしたいと思います。第1号議案でですね字句の修正もされてるわけですよ。公平なる公募等ということで。

これを必ずこのままやらなくても、ここで法定協議会にはいる前の段階ですよ、字句の修正はしてもいいんじゃないかなと。それになぜこうなるのかよくわからない。ぜひともそこはいれといたほうがいいと思う。法定協議会にいてもそれは出る気がします。それはぜひお願いしたいと思います。

近藤議長

それでは、先ほどのご提案では市町村間の格差については合併効果を高めるように新市において調整するというご提案だったと思います。その文言をいれて採決するということにしてよろしゅうございますか。

異議なしの声あり

もう1回事務局のほうでその文面を読み上げてもらえますか。

添谷主査

はい、読み上げさせていただきます。特別職は省略いたしまして、一般職については各人の現市町村における給料の額を新市の給料表に各付けし、市町村間の格差については合併効果を高めるように新市において調整する。以上です。

近藤議長

という文面での修正提案を採決したいと思います。この修正提案について賛成の方、挙手願います。長生の村長さん以外は全員賛成だと。それでは賛成多数ということでこの文言については、ただ今修正したとおりということにさせていただきます。

ありがとうございます。それでは次にですね、議題2の市町村議会への説明について提案させていただきます。事務局のほうから説明をお願いします。

添谷主査

はい、それではお手元の資料の3ページにですね、議題2の提案内容について書かせていただいておりますのでご説明いたします。

この議題2につきましてはこれまで首長さんと議長さんという代表者で構成させる準備会で議論されてきたわけですけれども、それぞれ議長さんの後ろにいらっしゃる全市町村の議員さん方にもこの内容についてご説明を行いそうですね、ご理解をいただく必要があるということです。

準備会として全議員さんを対象とした説明会を開催すると、いうことをご提案申し上げたいと考えております。内容読ませて頂きますと第4回長生郡市合併協議準備会開催前に準備会が主催する郡市議員全員を対象とした議員説明会を開催するというものでございます。

この開催時期等につきましては第4回を開くまでにということで私のほうから一応ご提案申し上げたいというふうに考えております。よろしくお願ひ致します。

近藤議長

この件について何か。

岡沢睦沢町議会議長

今説明がございましたけども、第4回の準備会開催前ということですが、
いたい期日はどのように想定されるか、できましたら教えて下さい。

添谷主査

前回、お示しいたしましたスケジュール案、これはあくまでも決定ではなくて、
いろんな説明とかを行う行わないを含めて素案に過ぎないわけですが
ども、事務的に想定されますのが第4回準備会を2月の下旬頃に開催しては
いかがかというふうに考えております。

そのスケジュールを勘案いたしますと今回ご提案申し上げた議員さん方へ
の説明というのは2月上旬遅くとも中旬頃というのが適切な時期ではないか
というふうに事務的には考えております。

相長南町議会議長

事前についてということなんですけども、その方法なんですけども全員を1箇所に
集めてやるのか各市町村でやるのかその辺はどうなんでしょうか。

近藤議長

一応、1箇所に集まっていたらやるという方法を事務的には考えてお
ります。

林白子町長

このことについては今説明していただいたようなことなんでしょうけども。
2つほど質問とお願いがあります。

1つは一部事務組合の問題でありまして前の会議の時ですか、添谷さんの
ほうから仮に1つ離脱があった時には一部事務組合は存続しないというお話
があったと思います。それが色々新聞等といひますか広報紙的なものにです
ね、そうではないという話もありましたから住民はどっちが本当かわからな
いというふうになりますんで、その辺、今でもいいですしまた後々説明が出
来ればお願いしたいと思います。仮に1つ離脱した時はどうなのか2つの場
合はどうなのかということも、せっかくのお話ですからそういうことも想定
した話というのはしていただけたらいいなと思います。

もう1つは色々今、昨年3月頃に集中的に合併してまだ1年も経ってな
いところが多いんですけども悪い事例が色々報道されております。私は決し
て悪い所だけではなくて良いところもあるはずでありますけどもそういう所
を両方見てみたいというふうな気がします。

悪い所があれば当てはめて直すということが必要ですので。これは県のほうにどんなところがどうかっていうところまでは分からないと思いますけども、見に行く事例をですね、いいところだけひろって見て行くっていう話じゃなくて悪いところも含めてこういうところも参考になるんじゃないかなということをお教えいただければそれなりに勉強出来ると思いますのでお願いしたいと思います。

近藤議長

はい、今白子の町長さんから2点ほど質問要望がございました。この問題は大変重要な問題ですので後ほど改めて説明していただきたいと思います。

その前にですね、今ご提案申し上げた全員を一度準備会の主催でですね、議員さん達にこうこうこうだという今までの経過の説明をさせていただくということについてはご了解していただくということによろしゅうございますか。(賛成です)

それで後ですね、日程等につきましては首長さんのほうで調整させていただいて後ほど連絡ということにさせていただきたいと要望したいんですけども、お認めいただけますでしょうか。

異議なしとの声あり

ありがとうございます。

では議題2の市町村議会への説明についてはそういう形でできるだけ早く日程調整、場所等を設定した上で各議会に通知させて頂きたいと思います。それではただいま白子の町長さんからご質問のございました、特に一部事務組合のあり方について、合併後の姿についてもう一度県の方から詳細について説明願いたいと思います。

添谷主査

それではご質問の件、お答えさせていただきたいと思います。前提と致しまして今林町長さんもおっしゃっていたんですが、1つ抜けた場合、あるいは2つ抜けた場合、この準備会やっけていて本来、望ましくない姿ですけども一応それを前提としたお話として説明をさせていただきます。まず前段1つ抜けても2つ抜けても共通の部分になりますのでまずそこら辺をご説明もうしあげます。はじめにですね、組合を新市が誕生した後も存続をさせるのかあるいはそれ以外の方式、これは単独処理なのかあるいは事務委託、住宅の関係で行うのかいろんな選択肢があるわけですけどこれについては基本

的には新市発足までに関係する7市町村すべての間で話し合っただ協議しなければいけないというのが制度になります。

この7市町村、例えば1つ残って6つが一緒になっても、2つ残って5つが一緒になっても全員で話し合わなければいけないということについては共通です。で、まず組合を解散するケースですけども合併する前に合併するところと残るところ、その間でですね財産の取扱い、あるいは解散後において今共同処理している事務を一体どうやってやるのかと、組合を解散してしまうので事務の委託受託の関係において行っていくのか、あるいは各々の単独処理で行くのかそういうことについて予め全てで合意をして議決をとるのが制度上の手続きの大原則になります。

もし、新市の発促後も組合という共同処理の主体を選択をするという場合においても、同様に全ての市町村が合意をして事前に手続きをしておく必要があると。これは合併特例法に基づきまして、例えばですけども今の7つが加入している広域組合がありまして、それが1つ残って新市が出来るというときに1対1の自治体の組合になるということで、そういうふうに予め規約改正の協議、議決等整えておけば、新市を発足と同時にそのような体制でいけるという特例の規定がございますので、全ての合併関係市町村において事前に規約変更の手続きをすれば、組合が存続し組合方式による共同処理が行われるようになるということがございます。

これは最初の解散をする場合と一組を作ってやるという場合は、あくまでも選択的なものですので1つ残るとか2つ残るとかいうことに伴って、どちらかが自然に成り立つというものではありません。

なおいずれの場合でもですね、関係する全市町村が合意して議決をするという必要があるものですから、繰り返しになりますが一方的な意思によって、いずれかの選択が出来るというものではありません。

もうちょっと簡単にいいますと、解散をするという場合も残ったところがうんと言わなければ制度的に手続きを踏んで解散は出来ないし、組合を作ると逆に組合を作るという場合も新しく発足する新市の側がですね、組合に入りますという意思表示をしなければ組合はできないということになります。

ただし、ここで1点だけ違うのはもし2つだけ残った場合、2つ残った場合ですね、この場合はもし新市が参加しなくてもこの2つで残ったところで組合が成立してしまうということになります。

いずれのようにどちらかが同意しなければ進めないというような制度なんですけれども、これから先は前回も私お話した内容なんですけど、構成団体が1つだけという一部事務組合が存在しえないということは、これは法解釈として明らかになっているところでございます。

協議が整わないままですね、組合を作るあるいは解散するといういろんな協議が整わないまま、万が一にも合併期日を迎えてしまうということになってしまったときに、1つだけ残ったというときには理論上組合は消滅してしまうということになるわけです。

これは、地方自治法の逐条解説等でも明記されているところなんで法解釈として誤りはないと我々は考えております。

この場合において新市は出来た新市が、残った1つの町村も共に組合を構成していた団体としての財産なり債権債務は新市が引き継ぎます。

残ったところはそのままですってことでいずれか残ったところだけがですね、財産の所有主体になるとか施設を使える権利を有すると、逆にそういうこともならないと、当然新市の側も旧町村で有していたその財産権なり施設を使う権利は継承してくるんで、どちらか一方が有利になるとか不利になるとかそういうもんじゃないとどちらかが優勢でですね、かたっぽが従わざる得ないとかですね、双方にとってそういうもんではないということと言えます。

今の万一協議が整わないままとそうになってしまうというのはですね、今例えば広域組合においてはゴミ、消防、病院、水道といったある意味基礎自治体としての要となるような重要な事務を広域処理をしているということでこの様な事務がですね、宙に浮いた状態で何処で誰がやるのか施設の所有主体が何処なのか分からない様な状態ですと新市が発足するということは住民生活を考えてもですね、あってはならないことでありますしある意味許されない事態ということなんで制度上も基本的には想定されていないと、ただ1団体を構成団体とする組合は存在し得ないという法解釈があるという点だけは前回、やや強調した感はあったんですけども、そういった事態は基本的に許されるべきもんじゃないというようなことです。前回に関連した補足の説明としては以上でございます。

近藤議長

なかなか難しいお話で、1回聞いたくらいじゃなかなか大変でしょうけれども私もよくわかんないですけど。

中村長生村議会議長

これは私が先ほど質問した件だったと思うんですけども、広域市町村圏組合の所有権の帰属が何処にあるのかというその規定がないのが現状の中でどうなるのかということで前回いただいたご説明でよろしかったわけですね。

あたかもですね、私たちのほうで誤った情報を流してるかのようですね、

正直合併反対を意図する人たちも中で、ちょっと今私のほうがいわれておりますのでその説明に誤りがなかったということだけ確認はしておきたいと思えます。

近藤議長

では、ただいまの要旨をですね、いずれにしてももうちょっと整理されて書面にというか、文面でですね、お配りしていただけるように私のほうから要望させていただいて、ただいまの白子町長さんのご質問の回答にさせていただきますということによろしゅうございますか、町長さん。

石井長生村長

前回の議論の中で長生村だけ合併しない場合、長生村は使えなくなる。長生村独自でゴミ処理場や病院やそういったものを作らなきゃいけないという考え方が、村内にある意味では見受けられました。

そういう中で不安を持った村民の方々の代表が、12月25日に県に伺って話合った結果、今添谷さんの説明ということであります。理解しています。

だから長生村だけが使えなくなるとか新市だけが使えなくなるとかそういうことではなく、お互いが困っちゃうんだからお互いに協議合意のもとで取り組んでいくということで理解しています。

添谷主査

ちょっとよろしいですか。ちょっと言葉尻を捕らえるような話で恐縮なのですが、確かに県の方に要望書を頂いたという事実は私も承知しておりますが、ここは合併協議準備会という場でございますので、本日お話した内容につきましては、あくまでもこの準備会の委員さんにお尋ねいただいた内容について、ご説明を申し上げたというのが基本的な私のスタンスですので、その点をご承知おき頂ければとそのように考えております。

近藤議長

先程冒頭にですね、長生の村長のほうからその他というお話がございましたけれども、時間がちょっとありますのでもう一度発言して下さい。

石井長生村長

1点だけ、質問と要望を致します。合併準備会から出されたスケジュール案によりますと4月から法定協議会という図式があるわけですけどもそれはあくまで案だということで先ほどもちょっと添谷さんとお話をしましたけど

も確認をさせていただきたいと思います。案であると。

だから決定じゃなくて案であるということについて、まず確認をしたいと思います。もう一つは要望でありますけれども私どもの長生村におきましても早い時期に、まず第一発目の予定は2月の中旬にですね、住民に現状の報告の説明をしたいということを考えております。それからやがてですね、その先にいったところで住民アンケートをとってですね住民の多数の声を掴んでみたい。

そういうふうに考えてます。そうなってきますと何が一番大事かやはり現在の合併がですね、本当に住民の為になるのかならないのかその判断材料を提供することは非常に大事になります。

そういった意味でこの間の中の議論の中で合併のデメリットは、議論しない住民サービスの水準を議論しないということでありましたから、そうではなくて私の今日の質問や要望ですけれども任意協議会をですね、合併の可否に関わらず入れていただいて、もう少し議論を深めて住民に説明できるような情報提供したい。そのために任意協議会も出来ればですね、合併ゴーというところだけじゃなくてそれを問わずですね任意協議会に入れてもらって、もう少し議論を深めていってほしいと、そして私としては住民アンケートを準備したいと思っていますので、スケジュールのですね案を少し変更させていただきたいとそういう要望です。

近藤議長

要望ということですので。

中村長生村議会議長

すいません、ちょっとその前に私ども先週のですね合併問題調査特別委員会で村長の姿勢を伺ったんですけれどもその際にはですね、住民アンケートを実施してくれという委員さんからの要望に対しては、検討は必要だけでも今の所考えていないという答弁でございまして、任意協議会に関しましては準備会で十分議論し尽くすべきであって、その主張が受け入れられなかった場合は任意協議会に参加する理由がなくなるとおっしゃってたんですね。で、その自らの公約である法定協議会に参加する前段で住民投票を行いたいと。じゃあ、これが否定された場合はどうするんですか。

ということで伺いましたら、自ら住民に対して説明責任を果たすための協議の場である法定協議会の参加を自ら放棄するんですかと聞きましたら、答弁出来ないんで後日改めてということで今日に至ってるんですけどもなんかちょっといま伺っていると朝令暮改ではありませんけれど、こないだ合併問題

調査特別委員会での私ども等の議論とまったくこう食い違ってあってこれについて議論してくれと言われましてちょっと困るんですけども。

近藤議長

はい。

添谷主査

よろしいでしょうか。スケジュールの点がですね、ご議論になってるようなんで補足させていただきますと前回スケジュールの素案のようなものをお示しさせていただいております。

あのスケジュールの案の位置付けですけれどもこの準備会でご提案申し上げて承認を得たような内容ではなくてですね、逆にいいますと案にもなっていない、皆様方に全体の準備会の位置付けをイメージしていただきやすくするための本当のスケジュールの素案に過ぎないと、いうものでございます。

従ってあそこにですね任意協議会の設置とかですね住民説明等、一般的にやられることを書いてあるわけでございますけども、そのあたりの実施、或いは任意協議会の設置等含めてですね、そのあたりを今後皆様方にご議論いただいで決めていただくものというふうに認識しておりますんでそのようにご理解いただければと思います。

近藤議長

そういうことでございますので、いずれにしても今日の時点で確認出来ることはまず今日の会議の後は議員説明会を開催するとその後で第4回の合併協議準備会を開催させていただくこと。この次の準備会ではですね、ほぼ決めるべき内容よりもここからどのように進めて行くかという日程スケジュール等の議論になろうかと思っておりますので、そこでまた今日のご意見等参考にさせていただきながら審議していくということで今日のところはご了解頂きます。

石井長生村長

確認です。

近藤議長

はいどうぞ。

石井長生村長

そうしますと私が先ほどスケジュール案の変更を提案要望しましたけど、それは次回の準備会で決めてくれると。

近藤議長

審議の中でね。

石井長生村長

わかりました。

近藤議長

それでは大変長時間にわたり慎重審議いただきましたけれども、ご協力誠にありがとうございました。これにて散会とさせていただきます。

司会進行：庶務（一宮町）

以上を持ちまして第3回長生郡市合併協議準備会の全ての議事を終了いたします。ご苦労様でした。

午後1時45分閉会